

喀痰吸引等登録研修機関開設準備経費支援事業実施要綱

27福保高介第1518号

平成28年3月29日

1 目的

この事業は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和46年5月26日法律第30号）附則第4条第2項に定める登録研修機関に対し、喀痰吸引等研修の実施に必要な初度経費を支援することにより、喀痰吸引等の医療的ケアを実施することのできる介護職員を養成し、もって喀痰吸引等が必要な者に対するサービスの質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

3 事業内容

都は、第1の目的を達成するために、登録研修機関が都内で登録を受ける際に喀痰吸引等研修に必要な機械器具を新たに購入した経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、喀痰吸引等登録研修機関開設準備経費支援事業の実施に関し必要な事項は、都が別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。